

<今月のテーマ>

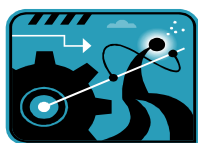
平成20年度中小企業関係税制改正のポイント

平成20年度税制改正法案は4/30に成立。同日付けで公布・施行されました。主な改正についてお知らせ致します。

中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

◎中小企業が新品の機械及び装置等を取得又は製作する為の投資に対する 特別償却又は税額控除（選択適用）の「中小企業投資促進税制」の2年間延長。（対象は 青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小法人等）
対象となる設備

- ・機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上
- ・特定の器具・備品(電子計算機、デジタル複合機)で1台又は1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上
- ・一定のソフトウェア(合計の取得価額が70万円以上)



◎「情報基盤強化税制」について、情報セキュリティ強化の為の投資に対する特別償却又は税額控除（選択適用）。年間投資下限額を70万円に引下げる(改正前300万円)等の改正を行い(基本的に、中小企業のソフトウェア投資の取得価額要件は“70万円以上”の一本化)、平成22年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長。

◎部門間、関連企業等との間で分断されている情報システムを繋ぐソフトウェアで一定の要件のものが新たに対象となる。

人材投資促進税制の拡充

◎教育訓練費が増加した場合の特別控除の特例について、中小企業の人材育成に資する観点から、対象を中小企業に集中するとともに、中小企業が利用しやすいよう、労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の一定割合を税額控除できる制度に改正。

主な改正点

- ①対象法人を全ての青色申告法人から青色申告法人である中小企業者に限定
- ②税額控除額の計算方法変更

適用要件

当期の労働費用に占める教育訓練費割合が0.15%以上であること。

労働費用＝給与＋法定福利費＋教育訓練費

税額控除額の計算

当期の教育訓練費 × 控除率

控除率 = 8% + (教育訓練費 ÷ 労働費用 - 0.15%) × 40 (12%を限度とする)

教育訓練費の範囲

この制度の対象となる教育訓練費とは、使用人(役員、役員の親族などの特殊の関係にある使用人及び使用人兼務役員は除く)の職務に必要な技術や知識を習得させるため又は向上させるために支出する費用で、次のような費用をいう。
なお、教育訓練費に充てるために、他の者から支払を受けた金額がある場合には、その金額を控除した残額が対象となる。

- ①その法人が使用人に対して教育、訓練、研修、講習等(以下「教育訓練等」という。)を自ら行う場合における講師又は指導者(その法人の役員及び使用人は除く。)に支払う報酬、その教育訓練等のための施設、設備などの賃借費用など
- ②その法人から委託を受けた他の者が 教育訓練等を行う場合に その委託を受けた他の者に支払う費用
- ③その法人が使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合に支払う授業料など
- ④教育訓練等のための教科書などの教材の購入 又は製作のための費用

研究開発税制の拡充

- 1.試験研究費に係る税額控除制度
 - 2.特別試験研究に係る税額控除制度
 - 3.中小企業技術基盤強化税制
- 上記税制について 平成22年3月31日までに開始する事業年度まで **2年間延長**。
下記の税額控除の上乗せ措置が創設。

試験研究費が平均売上金額の10%を超える場合には

(当期の試験研究費－平均売上金額×10%)×(試験研究費割合－10%)×0.2 で 算出された金額が税額控除。

試験研究費割合(%) = 当該事業年度の試験研究費の額 ÷ 当該事業年度を含む過去4年の平均売上金額

その他 中小企業関連税制の主な改正項目

- ◎事業基盤強化税制……**2年間延長**
- ◎少額減価償却資産特例(30万円未満の少額資産の即時全額損金算入 [※適用を受ける事業年度における取得価額合計額が300万円まで])……**2年間延長**
- ◎交際費等の損金算入特例(400万円まで 90% 損金算入)……**2年間延長**
- ◎交際費等の損金不算入の中の1人当たり5,000円以下の一定の飲食費…**引き続き適用できます。**
- ◎創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻還付措置……**2年間延長**

一将軍の日について

先日行われた 当事務所主催の将軍の日。ご意見、ご感想をいただきましたので、ご紹介致します。
大変良い経験をさせて頂き 感謝申し上げます。目標数値を 中間で確認し、確実な目標として 1年間努力をしてゆく所存です。

とても充実した時間をもてました。漠然としていた予測が 少し形になって組み立てることが出来ました。
広々とした事務所で 開放感があり リフレッシュもできたようです。今日から頑張ろう <I 様>

このようなご意見が頂けました。皆様もぜひ ご参加くださいませ。

☆平成20年の将軍の日の開催予定日は 右下の表をご覧ください。1回につき4組様限定です。☆

<お知らせ>



倉敷商工会議所より発行されている 会報「くらしき」で H20年1月号～12月号の1年間
”三宅 孝治”のコーナー を連載中です。ぜひご覧ください☆

<知っとく情報>

6月の第3日曜日は父の日です。

母の日があって父の日がないのはおかしいということで、アメリカの一夫人が男手一つで育ててくれたお父さんに感謝するパーティーを開いたのが始まりです。その後1934年に父の日委員会が結成され、母の日にならって6月の第3日曜を父の日に制定しました。日本で一般的な行事になったのは昭和28年(1953年)から。
母の日のカーネーションに対して父の日のシンボルは白いバラとされています。

でも特に決まりはありません。日頃一生懸命働いてくれているお父さんに、恥ずかしがらずに プレゼントを贈ったり、感謝の気持ちを伝えましょう。

<6月のスケジュール>



<平成20年 将軍の日 開催予定日>



日	月		開催日	対象者
10	火	*源泉所得税・特別徴収住民税(5月分)の納付期限	6月19日(木)	4・5・6月決算法人様
		*夏季賞与を支給した場合、5日以内に「被保険者賞与支払届」を所轄の社会保険事務所へ提出	7月10日(木)	5・6・7月決算法人様
19	木	*将軍の日	8月 7日(木)	6・7・8月決算法人様
30	月	*4月決算法人の確定申告・納付期限 *5月分の社会保険料の納付期限 *10月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年額400万円超の1月・7月決算法人)	9月11日(木)	7・8・9月決算法人様
			10月16日(木)	8・9・10月決算法人様
			11月 6日(木)	9・10・11月決算法人様
			12月11日(木)	10・11・12月決算法人様

*算定基礎届の作成準備に取り掛かりましょう！

☆対象決算法人の方に関わらず、ご希望の方はご連絡くださいませ☆